

水上村お試し住宅条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、水上村お試し住宅条例（令和7年水上村条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の規定により、水上村お試し住宅の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、電話等による仮申請を行い、水上村お試し住宅利用許可申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を村長に提出しなければならない。なお、申請書については、村が設定した申請書と同内容の電子申込フォームに替えることができる。

2 前項の規定による申請には、申請者の運転免許証の写し又は保険証の写し等本人確認ができるものの写しを添付しなければならない。

3 村長は、提出された申請書の内容を審査して利用の適否を決定し、その結果について、水上村お試し住宅利用許可通知書（別記第2号様式）又は水上村お試し住宅利用却下通知書（別記第3号様式）を申請者へ通知するものとする。

(使用料の減免)

第3条 条例第8条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に従う。

(1) 水上村及び水上村教育委員会が主催する行事に利用するとき。

(2) その他村長が必要があると認めるとき。

2 前項の使用料の減免を受けようとする者は、水上村お試し住宅使用料減免申請書（別記第4号様式）を利用許可の申請と同時に提出し、村長の承認を受けなければならない。

(使用料の還付)

第4条 条例第9条ただし書の規定により、既納の使用料を還付することができる場合及びその還付の額は、次に定めるところによる。

(1) 申請者の責めに帰することができない理由により、利用できなかった場合 未利用時間に相当する使用料の全額

(2) 申請者が利用の日の前日までに、利用の取消しを申し出た場合 当該使用料の100分の80

2 前項の使用料の還付を受けようとする者は、水上村お試し住宅使用料還付請求書（別記第5号様式）を村長に提出しなければならない。

(許可の取消し等)

第5条 村長は、条例第12条の規定による利用許可の取消し等の処分をしたときは、遅滞なく、水上村お試し住宅利用許可取消通知書（別記様式第6号）により申請者に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、口頭で許可を取り消した後に、申請者に書面で通知するものとする。

(破損滅失の届出)

第6条 申請者は、水上村お試し住宅又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちに村長に届け出なければならない。

(明け渡し)

第7条 申請者は、お試し住宅の利用期間が満了する場合又は利用をやめる場合は、当該期間が終了する日までに、又は条例第12条の規定により利用許可が取り消された場合は直ちに明け渡さなければならない。この場合において、申請者は、通常の利用に伴い生じた住宅の損耗を除き、お試し住宅を現状に回復しなければならない。

(原状回復の点検)

第8条 申請者は、条例第13条の規定により、お試し住宅を原状に回復したときは、速やかに、水上村お試し住宅を管理する職員に届け出て、その点検を受けなければならない。

(立入り)

第9条 村長は、お試し住宅の防火、火災の延焼、構造の安全その他のお試し住宅の管理上特に必要があると認めるときは、申請者の承諾を得ずにお試し住宅内に立ち入ることができる。

2 申請者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(利用期間の延長)

第10条 申請者は、条例第4条第1項の規定によりお試し住宅の利用期間を延長しようとする場合は、利用期間の終了する前に村長に対して水上村お試し住宅利用期間延長許可申請書（別記第7号様式）を提出するものとする。

2 村長は、提出された前項の申請書の内容を審査して使用の適否を決定し、その結果について水上村お試し住宅利用期間延長許可通知書（別記第8号様式）又は水上村お試し住宅利用期間延長却下通知書（別記第9号様式）により申請者に通知するものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が定める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。